

大通達甲（生企）第13号
平成12年11月22日

| | | |
|------|---|---|
| 簿冊名 | 例 | 規 |
| 保存期間 | 常 | 用 |

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

生活安全部長

ストーカー行為等の規制等に関する法律等の施行について（依命通達）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）が制定され、平成12年11月24日から施行されることとなり、これに伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年制令第467号。以下「施行令」という。）ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「施行規則」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「意見聴取規則」という。）が制定され、法の施行の日から施行されることとなりました。

これらの制定の趣旨及び要点並びに運用上の留意事項は下記のとおりですので、事務処理上遺憾のないようにしてください。

記

第1 制定の趣旨

近年、我が国において、悪質なつきまとい行為や無言電話等の嫌がらせ行為を執拗に繰り返す、いわゆるストーカー行為が社会問題化しており、また、行為がエスカレートして、殺人等の凶悪事件に発展する事案が全国的に見受けられるところである。しかしながら、特定の者に対する執拗なつきまとい行為や無言電話等は、刑法や軽犯罪法等の法令の適用が困難な場合が大部分であり、これまで有効な対策をとり難い状況にあった。

そこで、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的として、ストーカー行為等を禁止するとともに、これについての警告、禁止命令等の行政措置及び罰則並びに被害者に対する援助措置を定めることを内容とする法が制定されたものである。

第2 要点

1 法関係

（1）目的

個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とすることとした。（第1条関係）

（2）定義

ア 「つきまとい等」とは、特定の者に対する好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又は当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい、無言電話等一定の行為をすることをいうこととした。（第2条第1項関係）

イ 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第2条第1項第1号

から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいうこととした。(第2条第2項関係)

(3) つきまとい等の禁止等

ア 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならないこととした。(第3条関係)

イ 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、つきまとい等をされたとして警告を求める旨の申出を受けた場合において、一定の要件が満たされている場合には、当該行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を警告することができることとした。(第4条関係)

ウ 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、警告を受けた者が当該警告に従わないなど一定の場合において、聴聞を行った上、更に反復して当該行為をしてはならない旨の命令(以下「禁止命令等」という。)をすることができることとした。(第5条関係)

エ 警察本部長等は、イの申出を受けた場合において、緊急の必要があると認めるときその他一定の要件を満たすときは、更に反復して当該行為をしてはならない旨の命令(以下「仮の命令」という。)とすることができることとした。

仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して15日以内とし、この間に公安委員会が意見の聴取を行うことなどとした。(第6条関係)

(4) 警察本部長等の援助等

警察本部長等は、ストーカー行為又は法第3条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)の相手方からの申出に応じ、被害を自ら防止するための措置の教示等の必要な援助を行うなどとした。(第7条関係)

(5) 国、地方公共団体、関係事業者等の支援

国、地方公共団体、関係事業者等は、ストーカー行為等の防止に関する措置を講ずることに努めることなどとした。(第8条関係)

(6) 方面公安委員会等への権限の委任

政令で定めるところにより、法の規定により道公安委員会の権限に属する事務の方面公安委員会への委任及び法の規定により道警察本部長の権限に属する事務の方面本部長への委任ができることとした。(第11条及び第12条関係)

(7) 罰則

ストーカー行為、禁止命令等違反等に対し、所要の罰則を設けることとした。(第13条、第14条及び第15条関係)

(8) 適用上の注意

法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のために濫用するようなことがあってはならないこととした。(第16条)

2 施行令関係

(1) 行政手続法を準用する場合の読替え

都道府県公安委員会が意見の聴取を行う場合における行政手続法の準用についての必要な技術的読替えを定めることとした。(第1条関係)

(2) 方面公安委員会等への委任

道公安委員会の権限の方面公安委員会への委任及び道警察本部長の権限の方面本部長への委任について定めることとした。(第2条及び第3条関係)

(3) 警察庁組織令の一部改正

法に基づく警察庁の事務を生活安全企画課に所掌させるため、所要の改正を行うこととした。(附則関係)

3 施行規則関係

(1) 申出の受理

警告の申出及び援助の申出の受理は、別記様式の申出書の提出を受けることにより(申出が口頭によるものであるときは、申出書に記入を求め、又は、警察職員が代書することにより)行うこととした。(第1条居日第8条関係)

(2) 警告、禁止命令等及び仮の命令の方法

警告、禁止命令等及び仮の命令は、別記様式の書面を交付して行うこととした。ただし、警告及び仮の命令については、緊急を要し書面を交付するいとまがない場合であって、その内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができることとした。(第2条、第4条及び第5条関係)

(3) 住所の移転に関する警察署長への届出

警告の申出をした者は、警察署の管轄区域を異にして住所を移転しようとするときは、原則として、現在の住所地を管轄する警察署長に別記様式の届出書を提出しなければならないこととした。(第7条関係)

(4) 警察本部長等による援助措置

警察本部長等が行う援助措置は、被害防止交渉に関する助言、ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示、防犯ブザー等の貸出し等とすることとした。(第9条関係)

(5) その他

その他法の運用に必要な警察本部長等から公安委員会への報告事項及び公安委員会間の通知事項について定めることとした。(第3条、第6条及び第10条関係)

4 意見聴取規則関係

(1) 意見の聴取の手続

法に基づく意見の聴取の手続について定めることとした。(第1条から第18条関係)

(2) 聴聞等の秩序維持に関する規則の一部改正

法に基づく意見の聴取を聴聞等の秩序維持に関する規則の対象に加えることとした。(附則関係)

第3 運用上の留意事項

法制定の趣旨を踏まえ、以下の点に留意してストーカー行為等の取締りを積極的に行うとともに、援助を的確に実施すること。

1 従来、ストーカー事案の被害者からの相談に必ずしも積極的な対応がなされてい

かったとの批判もあることを踏まえ、全所属警察職員に対する指導教養を実施し、ストーカー問題に対する認識を改め、被害者からの相談に真摯に対応するよう徹底すること。

- 2 ストーカー行為等の取締り及び援助を的確に行うため、人的体制の整備・拡充の整備に努めること。
- 3 ストーカー事案への対応に当たっては、生活安全部門のみならず、刑事部門、被害者対策部門等関係部門相互の連携を密にすること。また、必要な場合には、署長指揮の下、各部門の連携により十分な体制を構築し、組織の総合力を発揮して対応すること。
- 4 関係機関、関係事業者、関係団体等と連携の上、被害者の立場に立った的確な援助措置を講じること。
- 5 法の内容、被害防止策等について積極的に署広報誌等を活用の上、広報啓発活動を行うことによりストーカー問題に関する県民意識の醸成と啓発を図ること。

(生活安全企画課生活安全係)